

令和8年度 つくばみらい市立谷和原中学校 いじめ防止基本方針（概要）

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び関係機関の力を集結して、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校づくり （未然防止）

☆分かる授業、全員が参加できる授業

- ・すべての児童が授業に参加し、活躍できるよう授業改善を図る。
- ・主体的・協同的な学習を通して言語活動の充実を図る。

☆基本的な生活習慣の確立と生徒どうしの人間関係づくりを推進

- ・あいさつ運動やいじめ防止フォーラムなど生徒主体の生徒会活動の活性化

☆思いやりや感謝する心の育成

- ・道徳科の授業改善
- ・地域や保護者との連携による体験学習の充実
- ・学区内小中交流事業

☆いじめ問題に取り組むための組織

- ・いじめ対策委員会の設置
- ・生徒指導部会・教育相談部会における児童の実態把握と情報共有による教職員間の連携

谷和原中学校区 目指す生徒像

知) 進んで学び、高め合う児童生徒
徳) 思いやりがあり、助け合う児童生徒
体) 鍛えあい、たくましい児童生徒

それって…いじめ？ （早期発見）

- 学年会・生徒指導部会
・職員間の連携、情報共有
 - いじめ防止対策委員会
・組織で検討するための定例会
- ### 教師と児童の普段の関わり
- ・児童の変化に気付くアンテナを高く保つ
- 学校生活アンケート
・学校生活アンケートの実施（毎月）
- ### ☆教育相談の充実
- ・保護者との定期的な面談や、相談があった場合の随時面談

もしも… いじめが… （早期対応・早期解消）

- 組織で判断、対応します。
- 生徒の心に寄り添って対応します。
- 関係機関、専門機関との連携を図ります。

◆つくばみらい市立谷和原中学校

TEL 0297-58-2038

◇子どもほっとライン

TEL 029-221-8181

電話・メール・FAXは24時間受け付けています

◇つくばみらい市おやこ・まるまる サポートセンター

TEL 0297-44-8822

午前8時30分～午後5時15分

◇つくばみらい市教育支援センター

TEL 0297-52-4332

土日祝除く平日9時00分～16時00分

